

海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画新旧対照表

海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画

変 更	現 行																																																
<p>1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>(1) 令和元年（平成31年）の第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源の種類</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>知事管理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まあじ</td> <td>平成31年1月から令和元年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>平成31年1月から令和元年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まさば及びごまさば</td> <td>令和元年7月から令和2年6月まで</td> <td>若干</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和2年の第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源の種類</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>知事管理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まあじ</td> <td>令和2年1月から同年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>令和2年1月から同年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月から令和3年6月まで</td> <td>若干</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (略)</p> <p>4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項 (略)</p>	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干	まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	若干	まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	まあじ	令和2年1月から同年12月まで	若干	まいわし	令和2年1月から同年12月まで	若干	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	若干	<p>1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>(1) 令和元年（平成31年）の第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源の種類</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>知事管理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まあじ</td> <td>平成31年1月から令和元年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>平成31年1月から令和元年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まさば及びごまさば</td> <td>令和元年7月から令和2年6月まで</td> <td>若干</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和2年の第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源の種類</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>知事管理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まあじ</td> <td>令和2年1月から同年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>令和2年1月から同年12月まで</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月から令和3年6月まで</td> <td>(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項 (略)</p> <p>4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項 (略)</p>	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干	まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	若干	まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	まあじ	令和2年1月から同年12月まで	若干	まいわし	令和2年1月から同年12月まで	若干	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	(注)
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量																																															
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干																																															
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	若干																																															
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干																																															
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量																																															
まあじ	令和2年1月から同年12月まで	若干																																															
まいわし	令和2年1月から同年12月まで	若干																																															
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	若干																																															
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量																																															
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干																																															
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	若干																																															
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干																																															
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量																																															
まあじ	令和2年1月から同年12月まで	若干																																															
まいわし	令和2年1月から同年12月まで	若干																																															
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	(注)																																															

下線部が変更箇所